

産業能率大学通教校友会  
支部運営助成金の支給に関する規程

分類番号：助一程001  
制定日：2002年7月13日  
改正日：2009年6月1日  
改正日：2016年7月9日

(目的)

第1条 この規程は、産業能率大学通教校友会の支部活動に際して、経常的に発生する諸経費を補助するために、一定の活動を行った支部に対して支給する支部運営助成金（以下「助成金」という。）に関して必要な事項を定める。

(助成金の支給要件)

第2条 助成金は、1会計年度内に支部総会を1回以上行った支部に対して支給する。

(助成金の支給回数)

第3条 助成金の支給回数は、1会計年度当たり1回とする。

(助成金の申請方法と申請期限)

第4条 助成金を申請する場合は、次の各号の書類を産業能率大学通教校友会事務局（以下「事務局」という。）へ提出しなければならない。

- (1)別紙1の「産業能率大学通教校友会 支部運営助成金申請書」（以下「申請書」という。）
- (2)支部総会の議案書
- (3)支部総会の議事録
- (4)支部の当年度決算書
- (5)支部の次年度活動計画書と予算書
- (6)支部総会の出席者名簿

2 助成金は、支部総会終了後1か月以内に事務局へ申請するものとする。但し、5月31日を会計年度ごとの申請締切日とする。

(助成金の支給方法)

第5条 助成金の申請があった場合、事務局は申請書類の内容を審査し、第4条第1項に定める書類をすべて提出した支部に対して、申請書に記載されたゆうちょ銀行の口座に助成金を振り込むものとする。

(助成金の支給金額)

第6条 助成金の支給金額は、一律5万円とする。